

空き家対策はお早めに！！

～少子高齢化や人口減少が進み、空き家が増加しています～

空き家になると建物の老朽化や敷地の荒廃、草木の繁茂が加速し、周辺に悪影響を及ぼす可能性があります。空き家をお持ちの方や空き家を相続する人は早めの対応が必要です。

☎ 企画空港政策課 都市計画係 ☎ 77-3909

管理不全な空き家とならないための4つの対策

1.話し合い

空き家および、今後空き家になる予定の家をどうしていくのか親族などと話し合うことが重要です。



2.売却・賃貸

空き家を「売りたい」「貸したい」場合は不動産業者に相談するほか、「芝山町空き家・空き地バンク※」に登録する方法もあります。

※芝山町空き家・空き地バンクへの登録には一定の条件がございます。

3.改修

リフォームやリノベーションを行うと、所有者が居住するほか、貸し家や別荘にするなど建物の活用の幅が広がります。



4.解体

利活用の予定がない時は「解体」も一つの手段です。



芝山町では空き家・空き地バンクを開設しています！

●空き家・空き地バンクとは？

◎空き家・空き地の賃借や売買を希望する所有者から提供いただいた物件情報を、町内への移住、定住などを検討されている利用希望者に提供します。

◎町は空き家バンクを通じて、情報の収集と提供、所有者と利用希望者をマッチングするお手伝いをします。

空き家を手放したい、空き家になる前に住宅を売りたい方は是非ご検討ください。

令和6年9月より農地付き空き家の登録および利用が可能となりました！



▲空き家バンクについて
(町ホームページ)

3月16日(日) 投票日！

～せんきよのひ カレンダーに まるしたよ！～

「第22回千葉県知事選挙」が実施されます！

☎ 芝山町選挙管理委員会 ☎ 77-3901



第22回千葉県知事選挙が次のとおり実施されます。皆さまの大切な一票です。期日前投票などを利用し、棄権せずに必ず投票しましょう。

■選挙日程

【告示日】 2月27日(木)

【投票日】 3月16日(日)

【時間】 午前7時～午後8時

【投票所】 町内の各投票所（下記のとおり）

第1投票所	芝山町役場南庁舎 (小池992番地)
第2投票所	高谷共同利用施設 (高谷72番地)
第3投票所	高田共同利用施設 (高田6番地)
第4投票所	芝山町福祉センター (飯櫃126番地1)
第5投票所	岩山共同利用施設 (朝倉394番地16)
第6投票所	N A S 研修センター (菱田1137番地6)
第7投票所	芝山町第三保育所 (新井田445番地149)

■期日前投票・不在者投票

投票日当日に、仕事、学業、冠婚葬祭、病気、旅行などの理由で投票できない方は、次の期間に期日前投票・不在者投票ができます。以下の時間、場所に入場整理券を持参してください。

※入場整理券裏面の「宣誓書」に必要事項を自書の上、お越しいただくと、スムーズに投票することができます。

【投票期間】 2月28日(金)～3月15日(土)
(土日・祝日を含む毎日)

【時間】 午前8時30分～午後8時

【投票所】 役場南庁舎1階ロビー

■最近転入して来られた方へ

令和6年11月27日以降に、他の市町村から芝山町に転入された方は、原則として旧住所地での投票ができます。

また、あらかじめ旧住所地の選挙管理委員会から投票用紙などを取得し、芝山町の選挙管理委員会へ不在者投票を行うこともできます。

詳しくは、芝山町選挙管理委員会にお問い合わせください。

■投票できる方

- ・平成19年3月17日までに生まれた方
- ・令和6年11月26日までに芝山町の住民基本台帳に登録され、引き続き千葉県内に住んでいる方